

編集後記

東日本大震災が発生して、初めての夏を迎えています。電気事業法27条に基づき東北電力と東京電力管内の大口契約者に対して、7月1日に「電力使用制限令」が発動されました。夏の電力不足を補うために、昨年夏比15%の使用削減を義務付けたものです。中小企業や一般家庭も、同率の節電を要請されています。自動車メーカーは、9月末まで木・金を休み、土・日に仕事をする体制に変更しました。又、サマータイムを導入した企業もあります。しかし、平日に休まない別の機械メーカーが有れば、結局中小部品メーカーは休みが無くなる事になりますし、サマータイムでは顧客との時間差により電話のやりとりに苦勞する事にもなり得るでしょう。今夏を乗り切っても、この冬そして来年の夏と、ずっと大規模停電の不安がつきまとう事になります。このまま「日本にいても大丈夫だろうか」と、日本の企業に生産拠点の海外シフト化を突きつけている様にも感じられます。

今、日本列島が未曾有の電力不足に直面し、企業や家庭の懸命な取組みが進められています。いずれにしても、節電努力による熱中症や事故・災害の発生は、是非防止したいものです。

さて、今回発刊の「会報第85号」に関しましては、記事内容のリニューアルに取り組んでおります。協議会活動に関する内容を充実させて行きたい、との趣旨で推進している所です。この第85号を起点に、皆様のご意見・ご感想を反映させながら、更に充実した会報を目指して行ければと考えております。皆様の忌憚のないご意見・ご感想をお寄せいただければ幸甚に存じます。

旭化成ケミカルズ(株) 千葉工場
環境安全課 菊池 昭彦

会報第85号

発行年月 平成23年8月
発行者 社団法人千葉県環境保全協議会
会長 藤井 正太郎
千葉県中央区長洲1-15-7 森林会館内
電話 043(224)5827
印刷 株式会社 アイポップ
千葉県長生郡睦沢町上市場1831
電話 0475(40)3700

編集委員

旭化成ケミカルズ(株)・旭硝子(株)
極東石油工業(株)・北越紀州製紙(株)
広栄化学工業(株)・電気化学工業(株)

KanHokyo

CONTENTS

目次	
あいさつ	会長 藤井正太郎 1
あいさつ	千葉県環境生活部長 戸谷久子 2
随想	副会長 木谷裕一 3
協議会活動	平成23年度通常総会、研修会 4
地域部会	市原部会、船橋部会の活動 7
行政ニュース	千葉県廃棄物処理計画 など 8
会員紹介	北越紀州製紙(株)、キッコーマン(株) 13
他	関連・協賛団体の紹介 15



この印刷物は、当会が、印刷プロセスで使用する7.01kgのアルミ板をリユースして印刷する事で、**電力量110.96kWh(CO₂排出量換算で71.43kg)を削減しました。**

当CO₂削減認証は株式会社日本スマートエナジーがこの印刷システムを厳格・公正に審査・確認して与えられたものです。



71.43kgのCO₂削減量とは
樹齢50年(高さ22m・直径26cm)の杉の木約5.12本分が1年間に吸収するCO₂量に匹敵します。
(出典:林業白書)

会長あいさつ

未曾有の経験下 環境の諸政策に対応

会長 藤井 正太郎

電気化学工業(株)
上席執行役員千葉工場長



このたび、会員の皆様のご推挙を頂き、当協議会の会長を仰せつかる事になりました。関係当局のご指導と会員皆様のご協力を戴き、任務を遂行して参りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

当協議会は1975年に発足し、既に36年が経過致しました。この間、諸先輩並びに関係各位のご尽力により着実に成果を挙げ、環境保全に関する種々の取り組み、公害防止管理者等の育成、会員相互の交流・啓発・情報交換等を行って参りました。また、千葉県及び関係6都市(千葉市、木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市)と大規模工場を立地する企業とは、法令より厳しい基準の遵守を内容とする「公害防止に関する協定」を締結し、地域の公害の発生防止及び住民の健康の保護と生活環境の保全を図って参ったところですが、世の中の環境問題への視点が公害防止から地球環境の保全へ移ったことを反映させ、平成22年度には基本協定を35年ぶりに改訂、地球環境保全などを取り入れた新たな協定枠組みである「環境の保全に関する協定」を、締結いたしました。

さて、本年の3月11日には「東日本大震災」と言う未曾有の大惨事が発生致しました。紙面を借りまして恐縮ですが、改めて被災者並びに関係者へお見舞いを申しあげると共に、復興への足がかりが一日も早くより確かなものになりますよう心からお祈り申し上げます。更には、「原子力発電所事故」とそれを起因とする「電力供給不足/電力使用制限」は、尚現在進行形であります。このように長期間、経済影響はもとより生活までもが影響を受けた出来事を、経験したことはありません。

今だエネルギー政策方針がはっきりしない状況ではありますが、環境の諸政策に関しましても今までと違った視点から、行政上の施策等が打ち出されるかも知れません。当協議会といたしましては、県・市ご当局のご指導のもと、会員皆様のご意見も賜りながら、時局に当たりたいと存じます。

最後に、本年度から新法人制度への対応を本格的に開始し「一般社団法人」へのスムーズな移行を目指します。会員皆様方の一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。会長就任のご挨拶とさせていただきます。

県環境部長あいさつ

千葉を元気に、 千葉から日本を元気に

戸谷 久子

千葉県環境生活部長



本年4月1日付けで千葉県環境生活部長に着任しました戸谷でございます。 よろしくお願いたします。

社団法人千葉県環境保全協議会の皆様におかれましては、日ごろから、環境保全に関する講習会や研修会の開催、環境保全技術に関する情報提供、指導、啓蒙及び普及など、幅広い活動により県内各企業の環境保全に関する知識の醸成に努力され、本県の環境行政の推進に関し、ご支援とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

公害を防止するための取り組みや地球温暖化対策、生物多様性の保全などの環境保全への取り組みは、県民が安心・安全に暮らしていくための重要なテーマであると考えており、県では、美しい海や丘陵、豊かな生物など本県の貴重な自然を次代の子どもたち、孫たちに引き継いでいくために、各種施策を進める所存でございます。

また、3月11日に発生した「東日本大震災」では、本県においても津波や液状化などにより各地に甚大な被害をもたらしました。会員の企業におかれましても、大きな被害を被られた事業所もあるように伺っております。心よりお見舞いを申し上げます。

現在、県では、東日本大震災を受け、千葉を元気に、千葉から日本を元気にしようと「がんばろう！千葉」キャンペーンを実施しています、

震災による風評や自粛ムードで打撃を受けた県内産業の応援など、県民、企業、行政などが一致団結して、大いにこの運動を盛り上げ、千葉を元気にしていきたいと考えております。

併せて、震災に伴い電力供給不足が見込まれることから、一層の節電対策を進めるために、知事を本部長とする「千葉県省エネルギー等対策推進本部」を設置し、県内の電力供給不足への対応や、省エネルギー・新エネルギーの一層の推進に取り組んでおります。

千葉県環境保全協議会の皆様におかれましても、これらの取り組みに対するご協力をよろしくお願い致します。

結びに、今後とも本県の環境行政に関し、ご支援とご協力をお願い申し上げるとともに、千葉県環境保全協議会の益々のご発展を祈念いたしましてあいさつとさせていただきます。

随想 高度成長期に見る「日本の底力」



副会長 木谷 裕一
旭硝子(株)千葉工場長

1958年10月戦後の高度成長期の日本を象徴するシンボルが東京に完成しました。高さ333m、世界一のテレビ塔である「東京タワー」の誕生です。私はこの年に大阪府吹田市に生まれました。自然が多く残る大阪の片田舎でした。1963年に父親の転勤で東京世田谷に引越しますが、ここで東京タワーと対面することになります。まだ幼稚園児であった私の脳裏に、その時の驚きは鮮明に残っています。とにかく東京タワーはでかい！そして東京タワーから見る東京と言う都市は本当に大きい、と。

時は経ち、2000年9月にこの東京タワー建設の物語をテレビで目にします。この年に始まったプロジェクトX「東京タワー・恋人たちの戦い」。まさに高度成長期の始まりに建設計画が始まった敗戦後10年の日本の復興をかけた大プロジェクトでした。重機もなく人手作業に頼る大変な難工事だったようで、この仕事に懸命に挑んだ1人の職人「桐生五郎」という弱冠25歳のとび職人をこの番組で知り、当時の日本の底力と力強さを思い知った気がしました。桐生さんの「燃えてた。はやく一人前になって、いい給料をもらって嫁さんをもろうというのがあったからね。」にシンプルな向上心と仕事への誇りを感じました。東京タワー建設(毎日新聞 昭和毎日より)

東京には3年間住むことになり、ちょうどこの時期は大きな躍動を見ることが出来ました。1964年の東京オリンピックです。この年、私は小学校に入学し記憶に残っているのは、東京オリンピックよりむしろあつという間に建設された「首都高速道路」でした。3年間で、とにかくあつという間に都内に首都高速道路が開通していきました。昭和30年代の日本はなんとスピード感があったことか！さらに時が経ち、2005年にこの昭和30年代の東京を映画で見ることになります。邦画「Always 3丁目の夕日」の舞台は1958年の東京、私が生まれ、東京タワーが完成した年でした。当時の日本人の向上心、助け合い、愛情といった様々な人間模様に、これが私が生まれた年の「力強い日本」だったのか、と知ることになりました。

本年3月11日、大震災に遭いました。この震災直後に海外のメディアが「日本人は冷静、不屈」と相次いで賛辞を送りました。「回復力と忍耐強さ、高潔さと勇氣」に世界の国々は驚きをもって報道します。実はこの震災の1ヶ月ほど前に、とある新聞でこの日本の強さが既に報道されていました。残念ながら日本のメディアではなく、シンガポール最大の新聞であるストレーツタイムズ紙です。(2月17日付け 東京特派員報告のコラム「Core Competency of Japan」(日本の底力))

日本が技術革新を続け、優れた製品やサービスを生み続ける限り、「今後もずっと尊敬される国であり続ける」「GDPの順位だけで国の全体像は語れない。音楽(グラミー賞4名受賞を受けて)でも経済でも日本がこの先見限られることはないと思ひ知らせた」(中国がGDPで世界2位になったことを受けて)世界レベルの成果を生む要因として、コラムはこう結んでいます。「勤勉さや仕事への誇り、秩序感覚など数字では表せない日本の国民性」私は高度成長期に見せた日本の力強さ、底力は今も脈々と生きていると確信しています。この日本の底力を持ってすれば、今回の震災から復興し、新たな力強い日本が生まれるでしょう。



東京タワー建設写真
(毎日新聞 昭和毎日より)

協議会活動

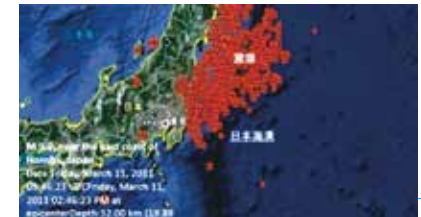
5月9日(月) 平成23年度 通常総会・記念講演会を開催
於：ポートプラザちば ロイヤルの間

【記念講演会】

“「東日本大震災に関する緊急報告」
—千葉県への提言—”
楡井 久 氏



楡井久：国際地質科学連合 (IUGS) 環境管理研究委員会常任理事・NPO日本地質汚染審査機構理事長・古関東海盆 (千葉県) ジオパーク認証推進協議会長・茨城大学名誉教授



南東方向へ50m移動・5m隆起・背後地が沈下・プレート境界よりも東側でも余震が発生。

「日本社会の横糸の強化をはかろう。東日本大震災からの復興のために。東日本大震災事情を考えてみよう。」と、災害発生後直ちに現地に出向き、日本社会復興の解決には、横糸と縦糸で編み上げた基準やルール作りが重要との緊急報告がなされました。



総会開催にあたり挨拶に立つ北浦会長

【通常総会】

平成23年度通常総会は5月9日、千葉市ポートプラザちば2階「ロイヤル」において、来賓に県松澤環境生活部次長をはじめ、千葉市土屋環境保全部長、同市須藤環境保全課長、船橋市林環境部長、同市伊藤環境保全課長、柏市金子環境部次長をお迎えして、会員75名の出席を得て開催されました。

定例議案に加え、法人認可申請に関連する議案が審議・決議されました。

新会長には、電気化学工業(株)千葉工場 上席執行役員工場長 藤井正太郎 が就任しました。



多くの議案が提案された総会風景

【総会議案】

総会議案審議された議案は、以下のとおりです。
第1号議案 平成22年度事業の承認について
第2号議案 平成22年度収支決算の承認について
第3号議案 平成23年度事業計画の決定について
第4号議案 平成23年度収支予算の決定について
第5号議案 一般社団法人移行認可申請について
第6号議案 移行後の定款について
第7号議案 役員の選任について
(移行認可前役員、移行認可後役員)
以上の議案については、満場一致で承認可決されました。

【一般社団法人移行認可申請について】

平成20年(2008)12月「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行(施行日から5年間は移行期間)されました。このため、期間内に必要な手続きを行い、新制度への適応が必要になりました。当協議会は今年度中に、一般社団法人への認可申請を行います。

協議会活動

公害防止管理者

【受験者講習会】

1971年(昭和46年)6月に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されました。

当協議会の会員の多くは、特定工場として実務的公害防止対策に従事されています。

高度な知見、法的知識と幅広い技術的知見を求められる公害防止管理者の資格取得支援のため、当会では毎年度受験者講習会を開催しています。

今年度も200名近くの受講申し込みがありました。



7月19日より開催した第1回水質コース

平成23年度受験者講習会のスケジュール

【水質コース 3日間 (定員：各80名)】			
	1日目	2日目	3日目
第1回	7月19日(火)	7月20日(水)	7月22日(金)
第2回	8月 3日(水)	8月 4日(木)	8月 5日(金)
科 目	公害総論・水質概論	汚水処理特論	水質有害特論 大規模水質特論
時 間	9:30~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00

【大気コース 3日間 (定員：各回80名)】			
	1日目	2日目	3日目
第1回	7月27日(水)	7月28日(木)	7月29日(金)
第2回	8月24日(水)	8月25日(木)	8月26日(金)
科 目	公害総論・水質概論	大気特論	大気有害特論・ばいじん・一般粉じん特論・大規模大気特論
時 間	9:30~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00

【騒音振動コース 2日間 (定員：各回30名)】			
	1日目	2日目	
第1回	8月30日(火)	8月31日(水)	
科 目	公害総論・騒音振動概論	騒音振動特論	
時 間	9:30~17:00	9:00~17:00	

【ダイオキシンコース 2日間 (定員：各回30名)】			
	1日目	2日目	
第1回のみ	9月15日(木)	9月16日(金)	
科 目	公害総論 ダイオキシン類概論 ダイオキシン類特論 (測定技術のみ)	ダイオキシン類特論 測定技術を除く)	
時 間	9:30~17:00	9:00~17:00	

【廃棄物関係管理者研修会】

(7月6日(水)於 プラザ菜の花)
「 廃棄物処理法の改正について 」

講師 千葉県環境生活部廃棄物指導課
副主幹 横 田 裕 之 氏

1月28日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の省令が公布され、第1回目の説明会(3月8日)を開催致しました。説明会時間が短く、質問も多く寄せられましたので再度開催しました。

第2回目となる今回の研修会では、改正内容の理解を深めるために参加者からの事前質問を受け付けました。改正の説明に加えてより具体的な説明がされるように研修を進めることが出来ました。



改正廃掃法説明会に多くの受講者が参加

事前質問の事例 (回答を含め10頁以降に全文掲載)

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について	・建設工事の範囲が不明確。また、元請ではなく工事発注者(資産元)が排出事業者として産廃処分をしてよいのか。
廃棄物処理施設に係る定期検査制の創設	・定期検査を受けるタイミングは、何ヶ月前から受けられる。申請の届出は何ヶ月前で準備すれば良いか。
産業廃棄物処理業者の優良化及び熱回収施設設置者の認定制度	・多量廃棄物処理計画書に優良認定業者・認定熱回収業者への委託量記載項目がある。処理業者等の情報入手手段を教えて欲しい。千葉県は全国の一覧表をHPIにアップする考えは有るか。

協議会活動

【千葉県環境白書説明会】

(6月14日(火)於 自治会館)

千葉県の環境の現状や環境保全に関する施策の実施状況について、千葉県は平成21年度実績を中心に取りまとめられ昭和46年の創刊以来、第41回目の白書を平成22年度に発表しました。

身近な地域での環境問題(光化学オキシダント、手賀沼・印旛沼・東京湾の水質汚濁、廃棄物の不法投棄など)から地球環境問題に至る課題について、行政の各担当官より報告がありました。



千葉県環境部の各担当官より環境課題について説明



平成22年版 環境白書 本篇と資料編

平成22年版千葉県環境白書説明の内容

総説	千葉県環境生活部環境政策課 政策室	
	主 幹	堀津 誠 氏
大気関係	千葉県環境生活部大気保全課	
	副課長	田中 勉 氏
水質関係	千葉県環境生活部水質保全課	
	副課長	櫻岡 裕之 氏
自然保護関係	千葉県環境生活部自然保護課	生物多様性センター
	副主幹	柴田 るり子 氏
資源循環推進関係	千葉県環境生活部資源循環推進課	
	副課長	御園生 博 氏
産業廃棄物関係	千葉県環境生活部廃棄物指導課	
	副課長	工藤 智子 氏

【夏期節電対策】

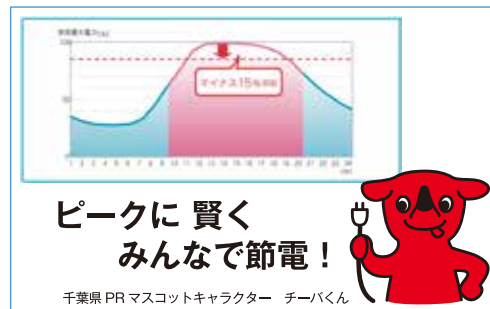
(7月11日(月)於 千葉市文化センター)

今夏の電力供給不足に対し、県民や経済活動への大きな影響を与える計画停電を避ける取組みから、国の電力需給緊急対策本部また県の「千葉県における夏期節電対策」が掲げられ県民一丸となった取組みがスタートしました。節電行動計画などの進め方など研修しました。

- ・「夏期節電対策」について
資源エネルギー庁節電サポート事務局千葉支部
事務局 神戸 恵一 氏
- ・「千葉県における夏期節電対策」について
千葉県環境生活部環境政策課 政策室
主 幹 山下 裕 氏
- ・「この夏を乗り切るリスク管理」
(株)国際危機管理機構 危機管理経営アナリスト
社 長 金重 凱之 氏



大口、小口需要家のそれぞれの節電計画を実習



地域部会活動

6月環境月間の取組み

【エコフェアいちほら：市原部会】

(6月18日(土)於 市原市市民会館)
テーマ ～私たちからはじめるエコ～

例年、市原市内の各種団体が参加し、環境保全活動の展示や実演をするほか環境施設見学やフリーマーケットなどが行われています。

今年度も市原部会及び部会に所属する企業が出展し、パネル展示やクイズ形式により啓発活動やアンケートなどを行いました。



イベントの終盤に、プレゼンター全員あつまれ



市原部会のブースでは、パネル展示やアンケートを実施



◀ライオン(株)
(市原部会の会
員)のブースで
環境保全活動の
説明

▶展示パネル
を見て、夏の節
電について子供
達と意見交換。
市原部会のブ
ースにて。



【ふなばし環境フェア：船橋部会】

(6月11日(土)於 船橋市中央公民館)
テーマ ～きて、みて、ためしてエコライフ
さあ地球にいいこと始めよう！～

こちらも毎年、各種団体活動のパネル展示や体験コーナー、また子どもイベント広場では切り絵や竹とんぼ、貝がら標本づくりなどがあり、子どもでも大人でも楽しみながら環境について学ぶ事が出来ます。



◀船橋部会の展示

▶(株)クボタ京
葉工場(船橋部
会の会員)のブ
ースで環境保全
活動の説明



船橋部会ではパネル展示により、当協議会の活動を紹介。

また船橋部会に所属する企業が、工場の環境保全活動や、工場の敷地内設置したビオトープに生息するトンボや植物などを紹介しました。

行政ニュース(1)

千葉県廃棄物処理計画(概要)について

千葉県環境生活部資源循環推進課

本県における廃棄物を取り巻く諸課題への対処を図りながら、“もの”を大切に、持続可能な資源循環型社会への転換を更に進めていくため、このたび平成27年度を目標年度とする「千葉県廃棄物処理計画(以下「処理計画」といいます。)」を策定しました。

計画策定時の廃棄物処理の現状を見ると、産業廃棄物では、排出事業者による排出量の削減や資源化の促進に向けた取組

みが進められているものの、総排出量は2,500万トン前後の高い水準で推移し、また、再生利用率及び最終処分量は横ばい状況が続いています。

一般廃棄物では、ごみの排出量及び最終処分量は減少傾向にあるものの、排出原単位(県民一人1日当たりのごみの排出量)が平成20年度から全国平均を上回っています。また、再生利用率は横ばい状況が続いています。

(参考1) 現行計画の目標値と実績値の状況

区 分	H17 (基準)	H19 (実績)	H20 (実績)	H22 (目標)
一般廃棄物				
排出量(万トン/年)	248	240	231	223
原単位(g)	1,126	1,080	1,037	1,000
再生利用料(万トン/年)	60	60	56	78
再生利用率(%)	24.3	24.9	24.2	35
最終処分量(万トン/年)	19.2	17.4	17.1	15
産業廃棄物				
排出量(万トン/年)	2,493	2,684	2,488	2,400
再生利用量(万トン/年)	1,497	1,491	1,445	1,464
再生利用率(%)	60.0	55.6	58.0	61
最終処分量(万トン/年)	67	73	69	62

注記:「原単位」とは、県民一人1日当たりのごみの排出量をいいます。

このような状況の中で資源循環型社会への転換を更に進めるため、産業廃棄物では、汚泥等再生利用率が低い廃棄物の資源化や減量化を更に進める必要があるなどの課題への対応を図りつつ、廃棄物の再生利用等を担ういわゆる“静脈産業”の活性化等に努めていく必要があります。また、一般廃棄物では、紙類等の資源ごみの分別を更に進めるとともに、引き続

き排出量の削減に努めていく必要があります。

今回策定した処理計画においては、このような廃棄物処理を取り巻く現状や課題への対応等を踏まえながら、前計画との施策の継続性にも配慮して施策体系の見直しを行うとともに新たな目標の設定を行ったところです。

（参考２）計画目標【目標年度：平成２７年度】

項 目	一般廃棄物	産業廃棄物
排 出 量	220万トン以下 (一人1日あたり960g以下)	2,400万トン以下
再 生 利 用 率	30%以下	61%以上
最 終 処 分 量	13万トン以下	61万トン以下

本処理計画において展開する施策については、「３Ｒの推進」と「適正処理の推進」という前計画の基本的な考え方を踏襲した上で、“もの”の製造から使用・廃棄に至るライフサイクルの流れに着目して体系的に整理しました。

具体的な取組みとしては、排出事業者に対して、排出の抑制や処理責任を十分に認識した上での適切な処理の実施などについて、引き続き指導・啓発等を行っていくことにしています。また、いわゆる「静脈産業」の活性化や再生資源の利用の拡大に向けた様々な取組みを推進するとともに、新たな取組みとして事業者や処理施設に関する情報公開の促進なども本計画に位置付けたところです。

この他処理計画には、持続可能な資源循環型社会の構築に向けた今後の検討課題を挙げ、積極的に検討を行っていくこととしたところです。

これから、本処理計画に掲げた目標の達成に向けて様々な取組みを進めていきたいと考えておりますが、施策の実現には県民・民間団体、排出事業者、廃棄物処理業者及び行政の各主体がそれぞれの責任と役割を十分認識して取り組んでいく必要がありますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、処理計画の全文は千葉県庁ホームページで御覧いただくことができますので、御一読いただければ幸いです。

（参考；処理計画の掲載アドレス）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/keikaku/kankyouseikatsu/haiki-sakutei-8.html>

行政ニュース (2)

【施行期日】平成23年4月1日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律

1. 廃棄物を排出する事業者等による 適正な処理を確保するための対策の強化

- ① 排出事業者が産業廃棄物を事務所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ② 建設工事の伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し、事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③ マニフェストを交付した者は、当該マニフェストの写しを保存しなければならないこととする。
- ④ 処理業者はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けてはならないこととする。
- ⑤ 処理業者は、処理を適正に行うことが困難となる事由が生じたときは、その旨を委託者に通知しなければならないこととする。
- ⑥ 事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務を規定。
- ⑦ 不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ⑧ 措置命令の対象に、基準の適合しない収集、運搬及び保管を追加。
- ⑨ 従業員等が不法投棄等を行った場合に、該当従業員等の事業主である法人に課される量刑を1億円以下の罰金から3億円以下の罰金に引き上げ。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ① 廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事該当施設の定期検査を義務付け。
- ② 廃棄物処理施設の維持管理情報のインターネット等による公開。
- ③ 設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者又はその継承人にその維持管理を義務付ける。
- ④ ③に基づいて維持管理を行う者又は維持管理の代執行を行った都道府県知事又は市町村は、維持管理積立金を取り戻すことができることとする。
- ⑤ 維持管理積立金を積み立てていないときは、都道府県知事は設置許可を取り消すことができることとする。

3. 産業廃棄物処理業の優良化の推進等

- ① 優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の有効期間の特例を創設。
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の有効期限は一律に5年。
- ② 廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取り消しが役員を兼務する他の業者の許可の取り消しにつながらないように措置。

4. 排出抑制の徹底

○多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。
※現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

5. 適正な循環的利用の確保

①廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。
※現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている。
②環境大臣認定制度の監督規定の整備
・変更手続きを政令から法律に引き上げ、変更手続違反を認定取り消し要件に追加。
・大臣の報告聴取・立入検査権限を創設。

6. 焼却時の熱利用促進

○熱回収の機能を有する廃棄物処理施設を設置して廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。

【廃棄物関係管理者研修会での Q&A】

【建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について】

- Q** 建設工事とは、建設工事の定義を教えてください。工場プラントは建築物/工場での定期は対象と考えているか/日常の工事は。
- A** 廃棄物処理法 2 1 条の 3 を適用する建設工事の定義。典型的な工事であれば分かり良いが、設備の点検などで廃棄物が発生するなど微妙な工事もある。建設業法に記載の建設工事、日本産業分類の建設業の区分で判断せざるを得ない。
- Q** 発注者が責任を持って処理してはいけないのか。元請まかせ・・(廃掃法の事業者の責務との矛盾を感じる)
- Q** 建設工事の範囲が不明確。また、元請ではなく工事発注者(資産元)が排出事業者として産廃処分をしてよいのか。
- Q** 整備作業等で発生した産廃を施工業者が排出事業者として契約している収集・処分の業者へ委託してよいのか。※必ずしも元請業者ではなく、発注する資産元が産廃処分することによりよいのか。
- A** 誰がみても建設工事と認められる場合、基本的には元請一元化に従う。自らの事業活動(建設工事)によって生じた廃棄物を自らの責任(元請)で処理を行うことになる。例えば、建物解体工事では、解体の元請業者は解体物(廃棄物)の処理責任があるが、解体の前に施設内の設備を整理することで発生する廃棄物は、発注者の責任となる。廃棄物処理法で重要なことは不適正な処理をなくすることである。建設工事の定義範囲が不明確な案件では、発注者の責任で処理を行うことを否定するものではない。いづれにしても、このような案件では、発注者と元請でどちらが排出事業者になるのかを決めて欲しい。
- Q** (元請(契約上の)が二次元請に丸投げしている現状で)
・元請業者が産廃処理業者と処理委託契約を締結しているかを、発注元として確認する義務はあるか。
元請業者は排出事業者として発行する産業廃棄物管理票について、交付等状況報告書を提出する義務が生ずることによりよいのか。
- A** 法的な義務はない。問題は、適正な処理が行われることで、廃棄物の処理計画を監視すること、適正処理を促すことは重要である。
・排出事業者として元請事業者がマニフェストを発行することから、マニフェスト交付状況報告書を提出(元請事業者名で)する義務も生じる。

【廃棄物処理施設に係る定期検査制の創設】

- Q** 定期検査を受けるタイミングは、何ヶ月前から受けられる。申請の届出は何ヶ月前で準備すれば良いか。
- A** 定期検査の予定の 3ヶ月前。定期検査が集中しないように県として調整させていただく。

【廃棄物処理施設に係る定期検査制の創設】

- Q** ・定期検査マニュアルはいつ頃出来るのか。
・「検査対象の施設ですよ」と県等から云ってくるのか。
・定期検査の申請書は出来ているのか。
・検査実施日には設備を停止しておく必要があるか。
- A** ・本年 4 月に環境省より定期検査ガイドラインが出されているので、県としてはこれに基づいて実施する。
・県として 6 月 2 2 日付で、施設設置者に通知を出した。
・一般及び産業廃棄物ともに関連様式はできている。検査料は、33,000 円(証紙)を予定している。
・定期検査ガイドラインに施設稼働中と決められている。

【産業廃棄物処理業者の優良化及び熱回収施設設置者の認定制度】

- Q** 多量廃棄物処理計画書に優良認定業者・認定熱回収業者への委託量記載項目がある。処理業者等の情報入手手段を教えて欲しい。千葉県は全国の一覧表を HP にアップする考えは有るか。
- A** 優良処理業者の認定(千葉県認定は県の HP に掲載、全国は(財)産業廃棄物処理事業振興財団で公表)。の全国的公表ツールはない。今後、熱回収の認定が出た場合、どのように公表するか検討していきたい。

【廃棄物処理施設に係る維持管理情報の公表の義務化】

- Q** 最終処分場、焼却施設等の許可時に告示・縦覧を要する施設の設置許可を受けたものに限る。」とありますが、古い施設では通知施設の場合もありますが、これらも該当するのでしょうか。
- A** 古い施設(届出制の時代)もその後の法改正で設置と見なされる施設は該当する。ただし、平成 9 年の法改正以前の施設は、維持管理計画の公表義務はないが、その後に施設の変更等を行っていれば該当するので注意して下さい。
情報の公開については、インターネット上の HP でなく、紙ベースで備えて置くことでも良いのか。施行通知では、幅広く関係者が当該情報にアクセスできる方法としてインターネットによる公表が望ましいとなっている。また、維持管理の連続データのインターネットによる公表が困難である場合、求めに応じて CD での提供や紙媒体での閲覧も認めている。
- Q** 改正に関連して「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」は新しくなるのか。
- A** この 7 月 1 日に改正した。今般の改正廃掃法に関連した改正ではない。

【令第 6 条の 4、規則第 8 条の 5 自社処理帳簿の記載事項】

- Q** 排出事業場から、県外廃棄物事前協議(千葉県要綱、他県の条例や要綱)により受け入れた事業所は帳簿の確認を行うことが必要か。
- A** 帳簿対象事業者の②に該当する。

【産業廃棄物の収集運搬業許可の合理化】

- Q** 収集運搬業許可の管轄が変更になることで、契約書に記載する事業範囲を変更(例:千葉市⇒千葉県)しないと厳密には委託基準違反とあると考えるが、県としての運用判断はどうなりますか。
- A** 契約書の変更まで求めない。委託基準違反とは考えていない。許可証の変更等があった場合は、覚書などで書面に残してあればよい。
- Q** 収集運搬を委託している業者が不法投棄で逮捕された場合、排出業者に措置命令がでるのでしょうか。(・収集運搬業者は、積替保管の許可を取るために、指定都市の収集運搬許可を取っていた。・出事業者は、何の連絡も受けていないので、指定都市の許可証のコピーの入手が必要であるにも関わらず、入手していなかった。契約書の事業範囲の変更もしていなかった。)
- A** 連絡を受けておらず、許可証の入手をしなかったことでは委託基準違反にはならないと判断される。が、当事者が資力がない、撤去ができないなどとなれば契約上は問題はないが、排出事業者が安価な委託を行っていたなどの事実があれば、措置に及ぶこともある。

会員紹介

【北越紀州製紙(株) 関東工場(市川工務部)】

北越紀州製紙(株)関東工場 市川工務部は、JR市川駅南の江戸川左岸に位置し、1920年(大正9年)に市川工場として1号抄紙機の運転を開始しました。その後、2000年に勝田工場(茨城県ひたちなか市)との統合により関東工場市川工務部と名称変更し、操業開始以来90年にわたり紙・白板紙製造工場として営んできました。工場敷地は50,000m²、従業員は協力会社を含め約300名です。

北越紀州製紙(株)関東工場 市川工務部は、古紙を主原料としたコート白板紙を生産している古紙リサイクル工場です。古紙のリサイクルは紙ゴミの減量化や資源循環に大きく寄与しています。古紙という資源を考えると、首都圏はいわば“都会の森”。ここで大量に発生する古紙資源を集めるのに関東工場の立地は最適であり、その古紙を原料として高品質な白板紙(特板・コート白ボール)を生産しています。

関東工場市川工務部は、住宅に囲まれた中に工場があるため、地域環境への配慮が重要な課題です。2000年にISO14001を取得し、北越紀州製紙環境憲章に基づいて、自然との調和・共生を追求し、持続可能な企業活動を基本として無公害操業のための努力を常に続け、隣接する住宅地域との共存を図っています。

環境への取り組みとして、地球温暖化の防止を優先させ、1995年に購入エネルギーの殆どを重油から環境への負荷が少ない都市ガスに転換しました。更に、2007年には化石由来の購入エネルギー



白板紙が各種のパッケージに



を全量都市ガスに切り替えました。これにより燃料切り替え前の1990年比でCO₂の排出原単位を78.7%に削減しました。また、都市ガスに切り替えたことで、コジェネレーション発電設備から発生するSO_x(硫黄酸化物)の排出がゼロになりました。このクリーンな燃料によって生み出される低炭素な電気は工場の消費電力を100%まかない、さらに余剰電力を電力会社へ供給することで社会に貢献しています。

また、古紙の再生工程や抄紙工程で排出される排水は高度な生物処理設備で浄化処理し、連続測定機による常時水質管理を行い江戸川に放流しています。そして、周辺住民への環境影響を監視するために、騒音・振動モニタによる常時監視を実施しています。

私たちは、古紙を利用した白板紙の生産を通じて循環型リサイクル社会の一助となり、周辺環境への影響を配慮した低環境負荷の都市型工場を目指してこれからも日々取り組んでまいります。



排熱回収ボイラー

会員紹介

【キッコーマングループ】

～わが社の紹介～

野田は、地理的にしょうゆをつくるのに適した土地でした。原料の大豆や小麦が関東平野で多く取れ、しょうゆは江戸川を利用して船で大消費地である江戸へ運ぶことができました。キッコーマンは、しょうゆのトップブランドとして、江戸時代から日本の食文化の発展を支えてきました。1917年の株式会社設立以来、「亀甲萬」は、日本のナショナルブランドである「キッコーマン」へ、さらにグローバルブランドの「KIKKOMAN」へと進化を続けています。

現在、しょうゆは、アメリカをはじめ、アジア、ヨーロッパなど7つの工場で生産され、なくてはならない調味料として食文化に融合し100カ国以上の国々で愛用されていますが、そのほかにも、食品、飲料、酒類、バイオ事業などのさまざまな分野で国際化を進展させています。キッコーマングループは「地球社会にとって存在意義のある企業を目指す」を経営理念の一つに掲げていますが、その基本はいずれも「食」です。健康な自然がもたらす恩恵を良質な食品に変えて人々の健康につなげ、使え切れなかったものは再び自然に還すことを事業の基本とし、自然とともに歩んでいます。そのため、「自然のいとなみを尊重し、環境と調和のとれた事業活動を通して、ゆとりある社会の

実現に貢献する」という環境理念を事業活動の重要な柱の一つとしています。国内グループの環境活動では、キッコーマン(株)社長を長とする「環境保全統括委員会」が定める「中長期方針」に基づき、「地球温暖化防止」「廃棄物・副産物の削減と再生利用」「環境マネジメントの推進」「環境教育の推進」を主要領域として展開し、具体的成果をあげてきました。

例えば、「しょうゆ粕」は飼料として100%再利用しています。また、小学生への自然体験型環境(エコ)学習やオランダでの湖の水質浄化支援も行っています。これらの活動は「環境活動事例集」に纏めています。
(<http://www.kikkoman.co.jp/corporate/csr/environment/case/pdf/example.pdf>)

キッコーマングループは2009年10月の持株会社制に移行したのを機に、本年6月ISO14001グループ一括認証を取得しました。限られた地球環境の中で重要性を増している「環境活動」はキッコーマングループにとって、企業活動の基盤に関わるテーマです。これから、こうした仕組みを活用しながら、関係各位との連携と協調を密にし、さらに取り組みを深めてまいりたいと考えております。



エコ学習



キッコーマン風車

渉外活動他

当協議会は実行委員会構成団体



「エコメッセ」は、持続可能な社会の実現をめざして、市民・企業・行政のみんなが良好なパートナーシップのもと協働し開催する環境活動見本市です。

昨年は、当協議会並びに会員会社で単独出展し、企業における環境保全活動や事業の紹介を行いました。 本年も出展参加を行っていきます。



100以上の団体が出展した
昨年の「エコメッセ2010 in ちば」

エコメッセ企画イベント

1. 企画展「身近なところから節電対策」
2. エコクイズラリー
3. がんばろう千葉物産コーナー
4. エコステージ
5. 千葉県の液化化と放射能についての講演会
6. エコカー展示・試乗会
7. 森の資源館

他

【EMS 内部環境監査員養成セミナー】

期 日 2011年11月（予定）

ISO14001(EMS)認証活動中・構築中・検討中の会員・非会員企業を対象として、内部監査責任者・内部監査員候補の方・構築担当者・構築中又は検討中企業の管理職のための研修です。

ISO14001(EMS)のための内部監査から、経営に役立つ内部監査ができる人材の養成を目指しています。



◀昨年の EMS セミナー：内部環境監査員は、認証取得後も定期的にマネジメントシステムを監査することで継続的改善に結びつけていくという重要な役割を担っております。

【新事務局長であいさつ】

4月1日より、協議会理事会のご承認により事務局長を仰せつかりました佐篠 勲です。

公害防止から環境保全へ、また、公益法人改革による当協議会活動

の更なる整備・推進と取り巻く環境の変化は決して軽微なものではありません。

加えて、先の大震災の影響は地域的な対応では困難な課題に及んでいます。

県・市ご当局との連携強化、会員皆様の環境保全の推進に微力ながら協議会活動の事務局を進めて参りますので一層のご協力とご支援をお願い申し上げて、就任のご挨拶とさせていただきます。



ENVIRONMAINTENANCE Company AGC AGCエンジニアリング株式会社

所在地／〒261-7119 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 WBGマリブウエスト19階
TEL／043-350-3366 URL／http://www.agec.co.jp/

当社は2009年、創立50周年を機に「社会・環境貢献活動」宣言を制定し、様々な活動に継続的に取り組んでいます。

「社会・環境貢献活動」宣言（制定：2009年7月1日）

私たちは、エンバイロメンテナンス（環境保全と設備保全のシナジーの発揮）により、産業を支える環境と設備の保全を担うことを目指しています。
創立50周年の今年を未来へのステップアップの年と位置づけ、「自然と人間が共生できる持続可能な社会の形成への貢献」をコンセプトに、私たちが一人ひとりが誇りを持って次の活動を推進します。

【自然環境への貢献】

私たちは、かけがえのない未来の世代に社会と生活を支えている大切な自然環境資源を引き継ぐため、近隣の里山活動や清掃活動など自然環境保護・保全に貢献します。

【社会との共生】

これらの考え方、活動を私たちの支えである家族、ビジネスパートナー、お客様および社会にお伝えし、活動の輪が広がることを目指します。

当社は環境ビジネスとメンテナンス・サービスビジネスをコアビジネスとしており、この2つのコアビジネスの相乗効果により、環境に配慮したメンテナンス・サービスの提供と、メンテナンス性を活かした環境装置・設備の提供により社会に貢献しています。
「エンバイロメンテナンス」は、この2つのコアビジネスの融合を表す言葉で当社の登録商標です。
当社は「エンバイロメンテナンス」をキーワードに、持続可能な社会の形成に貢献していきます。

主な事業内容（環境とメンテナンス）

イオン交換膜プロセス

炭化水素系イオン交換膜「セレミオン®」による脱塩・濃縮・酸回収などの豊富な経験から、各種製造プロセス、リサイクル、環境対策まで様々な分野のお客様に最適なイオン交換膜プロセスを提案させて頂きます。
「セレミオン®」の機能を十分発揮するために用途・規模に応じた電気透析槽・拡散透析槽・電解槽をご用意しております。



製塩プラント

環境保全

高温ガス乾式集塵システム「エコセーフ®」は、耐熱性、耐食性に優れた多孔質低熱膨張セラミックを素材とした当社独自のクロスフロー型セラミックフィルターを用い、ディーゼルエンジンの排気ガスに含まれる微粒子（黒煙）の集塵に高い性能を発揮し大気環境の保護・保全に貢献しています。
「エコセーフ®」は、常用、非常用発電設備、エンジン試験設備や雨水ポンプ場排水ポンプなどのディーゼルエンジン黒煙対策として小型から大型機種まで多くの納入実績を有します。



「エコセーフ®」（ST20H×3台）×2式

プラント機器製作

創業以来50年以上にわたり各方面にプラント機器・装置を設計・製作し、提供してまいりました。
その豊富な経験とノウハウに基づき、さらにライフサイクルやメンテナンス性、環境負荷の低減等様々なことに配慮しお客様の様々なニーズにお応えしていきます。



*写真は、建築用外壁ボードなどを製造する過程で、高温・高圧処理をする装置（アウトクレープ）です。
大きさは、直径3.2m、長さ40m、重量は1基あたり120トンに及びます。

アウトクレープ

高機能商品

中空糸膜式ドライヤー「サンセップ®」は電源不要、メンテナンスフリーの環境に優しい製品です。
除湿、加湿用途に優れ、ガス分析計や工作機械など各種産業機器に幅広く使用されております。
新機種としてパージガスを不要としたチューブドライヤーをご用意しております。



「サンセップ®」のラインナップ

地質環境浄化

当社は、環境省の指定調査機関に登録され土壌や地下水の汚染状況の調査・浄化計画の立案、対策工事の施工、対策後の浄化設備管理やモニタリングに至るまでトータルソリューションサービスを提供しています。
また、当社のSTセンター（土壌処理センター）では、重金属汚染土壌やVOCs汚染土壌に至るまで様々な汚染土壌の処理が可能です。STセンターは土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可を取得しております。



STセンター

*写真は、日本国土開発㈱の保有技術であるVOCs汚染土壌処理可能なツイスタープラント（写真中央～右）を有するSTセンターです。

設備管理メンテナンス

「プラントの安全・安定操業」と「メンテナンスコスト及び環境負荷の低減」を使命として、プラントメンテナンスに注力してまいりました。化学工場をはじめとし広範な分野での装置・設備の製作・施工、工場建設により培った、多くの技術と実績をメンテナンス技術に活かし、お客様のニーズにお応えします。



設備管理メンテナンス

DENKA

電気化学工業株式会社
www.denka.co.jp



「いつまでも信頼される、 ものづくり企業」を目指して

この小さな四角い紙のどこに、そんな創造力が秘められているのでしょうか。自在に変化するその形に、日本で生まれ、世界で生き続ける理由があるのかもしれません。

デンカは、日本で1915年に創業して以来、カーバイドを作る技術を応用し、肥料をはじめ化学品、セメント、合成樹脂、電子材料から医薬品まで、生み出す製品の形を変化させながら、ものづくりを追求しています。創造力を磨き、世界で求められる技術を育て、「いつまでも信頼される、ものづくり企業」を目指してまいります。

あたりまえ、が あたらしい

私たちの周りには「あたりまえ」がいっぱい。

砂糖は甘くておいしいもの。
お塩はしょっぱくて硬いもの。
ホタルは自分のおしりを光らせる。

こんなあたりまえにちょっとイタズラを…
するとどうでしょう。

砂糖なのに甘くない！①
硬いはずの塩が水みたいに！②
ホタルに負けない光が出た！③

こんなイタズラで
あたらしいケミカルを生み出しています。

私たちは、広栄化学。

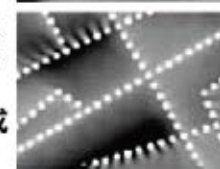
①含窒素複素環類の
医薬中間体合成



②様々な含窒素化合物の4級塩化技術を生かした
イオン液体



③含窒素複素環類の種々カップリング技術による
有機EL材料合成



KOEI 広栄化学工業株式会社

東京本社 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号(シオ/ギ本町共同ビル3F) TEL (03) 6667-8271 FAX (03) 6667-8289
大阪本社 〒536-0011 大阪市城東区放出西二丁目12番13号 TEL (06) 6961-0252 FAX (06) 6961-0498

URL: <http://www.koeichem.com/index-j.htm>

個性が光る 北越紀州製紙

出版・印刷用紙からパッケージ用紙、多彩な色調・質感のファンシーペーパー、そして情報用紙、工業用素材まで、北越紀州製紙の製品はどれも個性派ぞろい。

北越紀州製紙は、さらに紙の限らない可能性を追求し続けます。そして、海外植林木や国産里山材の活用など、地球の資源・環境にも心を配ってまいります。

- 出版・印刷用紙
- 板紙
- ファンシーペーパー
- 情報用紙
- 工業用素材



*未来へ、豊かな紙文化を— **北越紀州製紙株式会社**
〒103-0021 東京都中央区日本橋本町3-2-2 ☎(03)3245-4500
www.hokuetsu-kishu.jp



KPI 極東石油工業株式会社 千葉製油所



安全と健康を基本とし環境を大切にする会社として、広く社会に貢献します。